二一、二二の一、二二の二、二三の一から二三の三まで、二四の一、二四の二、二五から二九まで、三〇の一、三一の一から三一の三まで、三一の五、三二、三三、三四の一、三四の二、三五、三六の一、三六の二、三七の一、三七の二、六二字大平五の一、五の二、六、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一、一二の二、一三から一五まで、一六の一、一六の二、一七から一九まで、二〇の一、二〇の二、二一、二二、二三の一、二三の二、二四から二七まで、二八の一、二八の二、二九、別印町一九字八ッ杉一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の三、南坂下町五四、字蛇谷八から二四まで、二六、二七、二九から三一まで、三二の一、三二の二、三三、三四、三五・三六合併一、三五・三六合併二、三七、三九、四〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁並びに曽於市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市末吉町南之郷字井ノ上野久尾八三四三の二、曽於郡大崎町井俣字平良宇都一五七七、一五七九の一、野方字池ノ段一九一三、持留字東二九九の一、二九九の二、字五反田三三七の二、字柴立三六六の一、三六七の八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県さぬき市大川町南川字森ケ奥一三五八の二、一三五八の三、一三五八の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県東かがわ市水主一六三一の一、一六二一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県さぬき市前山字下星越一一八四、一二九一

二　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県さぬき市大川町南川字長尾一六五三の一

三　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県高松市西植田町字上ノ宮七八六〇の二、七八七一、七八七二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　西日本高速道路株式会社及び国土交通大臣

事業の種類

西日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）から八幡ジャンクション・インターチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う市道付替工事

国土交通大臣起業に係る事業

一般国道24号改築工事（城陽インターチェンジ関連寺田地区改良）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　第2の1に係る事業

(1)　収用の部分　京都府城陽市寺田今橋、寺田金尾、水主森ノ東、水主宮馬場、水主倉貝、水主樺井、水主大将軍及び水主下外島地内

京都府京田辺市大住高島、大住浜、大住池島、大住門田、大住土山、大住西ノ垣内、大住小松原、大住堂附、大住千日、大住下西野、松井相合、松井叶堂、松井諏訪ケ原、松井大ケ市、松井向山、松井上四浦、松井西浦、松井今池、松井宮田及び松井樹谷地内